

川西市（平成 29 年 2 月 1 日から）

対象建築物	項	構造	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
			基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
			特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号のいずれかに該当する用途又は規模のものとする。 (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅（住宅で住宅以外の用途を兼ねるものをいう。）、併用住宅（住宅で住宅以外の用途の部分を併設するものをいう。）、長屋又は共同住宅で、かつ階数が 2 以上であるもの (2) 前号に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が 3 以上であるもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。）又はその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	1	木造	階数が 3 以上である建築物の基礎（杭基礎を除く。以下この表において同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	土台、柱、梁及び筋交い（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
	2	鉄骨造	階数が 3 以上である建築物の基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	1 階の鉄骨の建て方をする工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆等を設ける工事又は壁の外壁工事若しくは内装工事の工程
	3	鉄筋コンクリート造	階数が 3 以上である建築物の基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	2 階の床（平屋建ての建築物については、屋根床版）及びこれを支持するはり（以下この表において「2 階の床等」という。）に鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床等に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
	4	鉄骨鉄筋コンクリート造	階数が 3 以上である建築物の基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	1 階の鉄骨の建て方をする工事の工程	柱又ははりの配筋工事の工程
	5	その他の構造	基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	—	—

適用除外：・建築基準法第 18 条又は法第 85 条の適用を受ける建築物

- ・法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有する建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

備考 この表の主な構造欄に掲げる複数の異なる構造を併用する建築物で、同表第 1 項から第 5 項までの 2 以上の工程を含むものにあつては、第 1 項の工程が含まれるものは第 1 項の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、同表第 1 項から第 5 項までのいずれかの工程を 2 以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。